



老計発第0912001号
老振発第0912001号
老老発第0912001号
平成18年9月12日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長

厚生労働省老健局振興課長

厚生労働省老健局老人保健課長

介護保険施設等におけるB型肝炎、C型肝炎対策の知識と
感染者入所取扱いの徹底について

介護保険施設等における感染症対策等については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第44号）、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第45号）、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）及び「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月30日老発第307号厚生省老人保健福祉局長通知）において、入所予定者が感染症や既往であってもサービス提供を断る正当な理由には該当しないこと、また、こうした者が入所する場合、感染症対策担当者は、介護職員その他の職員に対し、該当感染症に関する知識、対応等について周知する旨（別紙参照）通知したところである。

当該取扱いはB型肝炎、C型肝炎においても同様であるため、管内市町村、関係団体、関係機関等に対して、この旨を改めて周知徹底願いたい。

なお、それぞれの基礎知識や感染予防等については、「肝炎について（一般的なQ&A）」<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou09/index.html>に掲載されているので、併せて周知徹底願いたい。

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」
(平成12年3月17日老企第43号)

一 抜 粋 一

25 衛生管理等

(2) の④

施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。

※ なお、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」及び「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」においても、上記「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」と同様の規定である。